

2020年

(令和2年)

8月号

なら

通巻369号

労働時報

CONTENTS

- 労働相談会を開催します! 1
- 令和元年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰式が行われました! ... 2
- 学生向け労働啓発冊子「働くための道しるべ～学生のみなさんへ～」を発行しました ... 2
- STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施中 2
- 新型コロナウイルス関連労働相談窓口のご案内 2
- 令和元年度 職場環境調査結果概要 3
- 社員・シャインな職場訪問記④ 4
- 社員・シャインな職場訪問記④ 5
- 労務改善Q&A 6
- 奈良県の労働経済主要指標 6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708
月～金 8時30分～17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609
月～金 8時30分～17時
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用政策課
☎0120-450-355
月～金 9時～18時

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)
☎0742-26-6900
第2土 13時～17時

◆エルトピア中和(中和労働会館)
☎0745-22-6631
第4土 13時～17時

奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」等を行っています。
☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごと*i*センター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時
- ◆高田しごと*i*センター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

★職場のお悩み、ご相談ください★

奈良県労働委員会

労働委員会では、個々の労働者と事業主の間で起きたトラブル(個別労働関係紛争)について、公正・中立な立場で解決に向けた支援活動を行っています。特に、10月は「個別労働関係紛争処理制度周知月間」として、休日・夜間の労働相談会を開催します。



※労働委員会では、毎月、労働相談会を開催しています(事前予約制)。

日時：原則、第二木曜日の15時～16時
場所：奈良県労働委員会(奈良県奈良総合庁舎内)

休日・夜間の労働相談会

【休日相談会】10月11日(日) 13時30分～
奈良県産業会館(大和高田市幸町2-33)
10月25日(日) 13時30分～
奈良県立図書情報館(奈良市大安寺西1-1000)

【夜間相談会】10月8日(木) 18時30分～
奈良商工会議所(奈良市登大路町36-2)

概要：学識経験者、弁護士などの「公益委員」、労働組合の役員などの「労働者委員」、会社役員、企業経営者などの「使用者委員」の3名の労働委員会委員が相談員となり、労働条件その他労働関係に関する相談(募集採用などの相談は対象外)をお受けします。一人30分程度です。

対象：奈良県在住又は在勤の労働者
奈良県内に事業所のある使用者(事業主)

申込み：事前予約制です。下記へお問い合わせください。

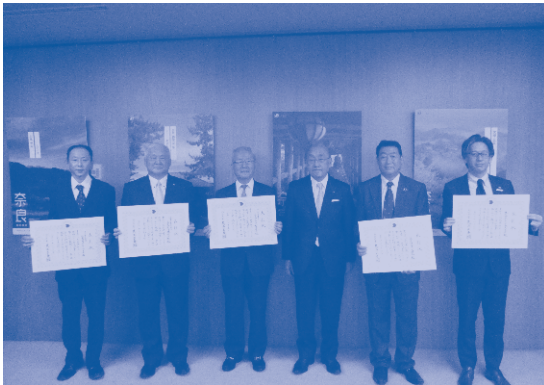
問合せ先：奈良県労働委員会事務局
〒630-8113 奈良市法蓮町757奈良県奈良総合庁舎内
電話番号 0742-20-4431

※詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1704>

令和元年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰式

2020年3月27日に知事室において令和元年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰式が行われました。



令和元年度表彰企業

おめでとうございます!!

総合表彰	株式会社JTB奈良支店 社会福祉法人太樹会
若年者雇用推進部門	社会福祉法人大和清寿会
職業能力開発推進部門	奈良交通株式会社
女性活躍推進部門	社会福祉法人ならやま会

働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業に登録していただく「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録制度が開始から13年目を迎えました。様々な業種や従業員規模が登録しており、各事業所とも工夫をしながら取組をされています。そのうち、特に優れた取組を行っている5社に対し、知事から表彰を行いました。今月号より表彰企業の取り組みやインタビューをご紹介します。

就職を控えた学生や働く若者向けの冊子

「働くための道しるべ～学生のみなさんへ～」
を作成しました!

労働契約ってなに? 有給休暇は取得できるの?

といった皆さんの
疑問をはじめとする
働くうえで知っておきたい
労働に関する基礎知識を
まとめた冊子です。
詳しくはこちら



URL <http://www.pref.nara.jp/29737.htm>

STOP!

熱中症クールワークキャンペーン実施中!
— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組ましましょう!

詳しくは
奈良労働局労働基準部健康安全課(TEL: 0742-32-0205)
または労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省熱中症対策関連ホームページ

URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>



労働について困った時は、まずご相談を!

労働条件、募集採用、職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野のご相談をしたい

労働に関する相談を直接、専門家と面談で相談したい

新型コロナウイルス感染症の影響によって離職を余儀なくされたので相談したい

セクハラ、パワハラ、妊娠・出産・育児介護休業など職場におけるハラスメントについて相談したい

事業所における働き方改革について知りたい就業規則の見直しをしたい など

県: 中小企業労働相談所 TEL 0120-450-355
月曜日～金曜日 9時～18時 祝日・年末年始を除く

奈良労働局: 総合労働相談コーナー TEL 0742-32-0202
月曜日～金曜日 9時～17時 祝日・年末年始を除く

県: 北和・中和中小企業労働相談所
TEL (北和) 0742-26-6900 (中和) 0745-22-6631
北和: 第2土曜日 13時～17時 祝日・年末年始を除く
中和: 第4土曜日 13時～17時 祝日・年末年始を除く

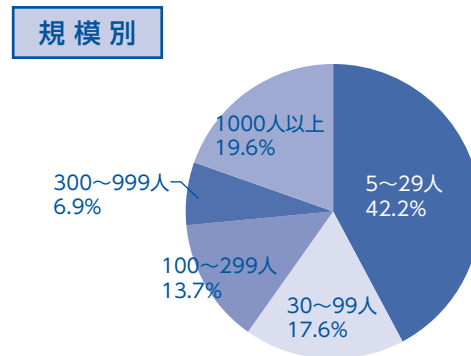
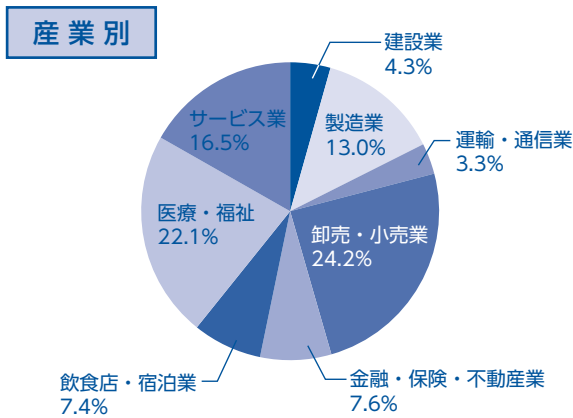
県: 特別就労相談窓口
TEL (奈良しごとセンター) 0742-23-5729
(高田しごとセンター) 0745-24-2007
月曜日～金曜日 9時～17時 祝日・年末年始を除く

奈良労働局: ハラスメント対応相談窓口(雇用環境・均等室)
TEL 0742-32-0210
月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く

奈良働き方改革推進支援センター TEL 0120-414-811
月曜日～金曜日 9時～18時 祝日・年末年始を除く

令和元年度 職場環境調査結果概要

- 1. 調査目的 育児・介護休業法等の制度規定利用状況など県内労働条件の実態を把握する。
- 2. 調査対象 県内の常用雇用者5人以上の事業所を産業分類別に1,500件無作為抽出
- 3. 調査項目 ①仕事と家庭の両立支援の取組 ②短時間正社員制度 ③セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント
④労働時間・休日・休暇 ⑤非正規労働者の労働実態 ⑥仕事と治療の両立支援の取組 ⑦働き方改革の実施状況
- 4. 調査方法 郵送配布、郵送回収
- 5. 調査基準日 令和元年8月1日現在
- 6. 回収結果 有効回答393事業所(26.2%)
有効回答は産業別には卸売・小売業が最も多く(95)、企業全体の常用雇用者数の規模別では5~29人が最も多く(166)なっています。



※数値は小数第2位を四捨五入で端数処理をしているため、総数と内訳が一致しない場合があります。

働き方改革の実施状況

(1)働き方改革の取組状況

全回答事業所のうち働き方改革を実施している事業所は全体の84.0%でした。(※)

事業所において実施している働き方改革(複数回答)については、「長時間労働の是正」が68.8%と最も多く、次いで「高齢者の積極的な雇用」が42.7%、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」が42.1%、「賃金の引き上げと労働生産性向上」が34.5%、「女性・若者が活躍しやすい環境整備」が30.9%となりました。(図1)

※働き方改革を「積極的に取り組んでいる」、「取り組んでいるが、なかなか進まない」を選択した事業所の合計割合となっている。

(2)働き方改革に取り組む目的

働き方改革に取り組む目的を目的別(複数回答)にみると、「従業員満足」が75.5%、「コンプライアンスへの対応」が68.2%、「生産性の向上」が49.4%の順となっています。(図2)

図1 実施している働き方改革

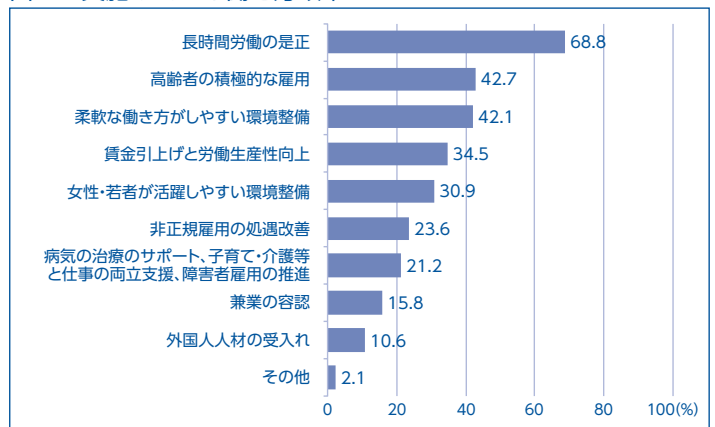
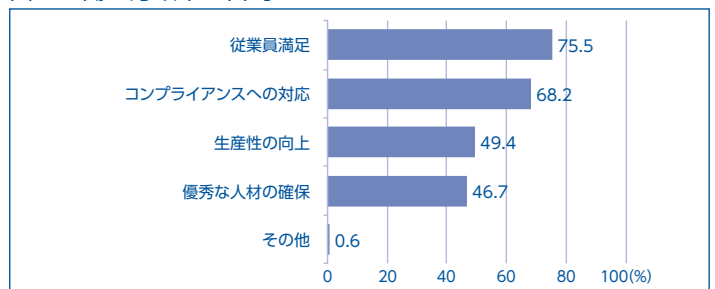


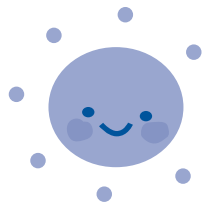
図2 働き方改革の目的



◆ 令和元年度職場環境調査結果は、雇用政策課HPに掲載しています。

雇用政策課HP → 統計調査・発行資料 → 労働に関する調査・統計(奈良県雇用政策課発表)

<http://www.pref.nara.jp/23957.htm>



社員・シャインな職場訪問記④



日本最大手の旅行会社である株式会社JTB。「余暇を楽しむ」ことを牽引してきた企業とあって、社員に向けても長期休暇の取得など、ワークライフバランスに配慮した制度が充実しています。

「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」として総合表彰された奈良支店の北野か業務課長と観光開発プロデューサーの森田実氏にお話をうかがいました。



株式会社JTB 奈良支店

事業内容：法人(教育)旅行営業、イベント・コンベンション事業、インバウンド営業、地域振興支援事業、個人・グループ旅行営業など

所在地：奈良市大宮町3-4-29 大宮西田ビル7階

TEL：0742-30-5100

URL：<https://www.jtbcorp.jp/>

勤務時間を15分刻みで短縮も 20年以上前からの子育て支援

全社的に女性社員の多い当社では、結婚し、出産した後も働き続けられるよう「短時間勤務制度」を設け、「家庭と仕事の両立」を支援しています。

具体的には、小学3年生までの子どもがいる社員は、1日3時間を上限として、15分単位で勤務時間を短縮することができます。すでに20年以上前から導入されている制度であり、日常的に社員が活用しています。

連続長期休暇の取得を義務付けて ワーク・ライフ・バランスを推進

長期休暇として1年に1度、社員は5日間(管理監督者は8日間)の連続した休暇の取得を義務付けています。土日をからめると連続9日間にもなり、ヨーロッパ旅行も可能な日数です。これとは別に、年間20日間の年次有給休暇は、その年に取得できなかった日数は翌年に繰り越しが可能です。さらに勤続15年、20年、25年の社員には、連続10日間のリフレッシュ休暇の取得または旅行券10万円の受給を選択できます。

こうした長期休暇は、本人のリフレッシュはもちろん、自ら旅行や観光を体験することが仕事の

上でもプラスになるため、長期休暇を取得することへの理解が社内で十分に浸透しており、率先して休暇を取得することが可能です。

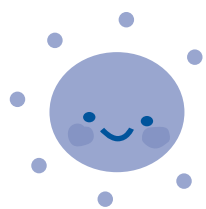
フリーアドレス制度や在宅勤務の 積極的な活用で「働き方改革」

奈良支店では、3年前の事務所の移転と同時に、固定席を設けず、空いている席を自由に選ぶ「フリーアドレス」を導入しました。オフィスは、4人掛けの丸テーブルがレイアウトされており、グループでミーティングするときもリーダーが全員の顔をよく見渡せるので好評です。もちろん、別グループのメンバーと隣り合って座ることもあり、グループを超えてコミュニケーションが図れることで風通しの良い職場づくりを目指したものです。

また、このたびのコロナ禍にあって注目された在宅勤務ですが、JTBでは数年前から制度として導入していました。これまでは利用者も限られていたのですが、今回を機に抵抗感も払拭され、活用が進むものと期待しています。

「働きやすい職場づくり」の推進は、社員に長く安心してイキイキと働いてもらえるほか、求人の際の大きなアピールポイントにもなり、次代を担う人材の確保につながります。今後は介護支援など、さらなるボトムアップを図っていきたいと考えています。





社員・シャインな職場訪問記④1



県内を中心に路線バスや観光バスを運行している奈良交通では、「企業と社会の発展に貢献できる人材の育成」を教育理念に掲げて、社員の能力開発に取り組んできました。「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業・職業能力開発推進部門」を表彰されたことについて、安全管理部研修センターの佃寿己課長と、総務人事部の廣田純一課長、米田桃子氏にお話をうかがいました。



奈良交通株式会社

事業内容：自動車運送事業、
生活創造事業(不動産・飲食など)
所在地：奈良市大宮町1-1-25
TEL：0742-20-3119
URL：<https://www.narakotsu.co.jp/>

運転技能と接遇スキルを競う 「バス安全運転研修会」

当社では昭和27年から70年近く、毎年「バス安全運転研修会」を実施しています。これは、バスの運転歴が5年以上で総合的に優秀と認められた運転者を、各営業所から1~2名選出し、運転技術はもちろん接遇スキルをも競う競技会のようなものです。運転技術の審査は研修所内だけでなく、実際の街路コースでも行われます。

観光部門での接遇面では、サービスエリア等での休憩を想定したお客様への対応、乗合部門では車椅子のお客様への対応などを審査し、観光部門と乗合部門のそれぞれで表彰するほか、部門を超えて1名に最優秀賞を授与しています。挑戦できるのは1回限りですので、研修センターでの5日間の研修の前に、営業所でも自主練習して来る者もいます。この研修会の参加者に選ばれること自体が目標になっているようで、運転者のスキルアップの底上げにつながっていると考えています。

新任の指導運転者には 指導者向け安全運転研修を実施

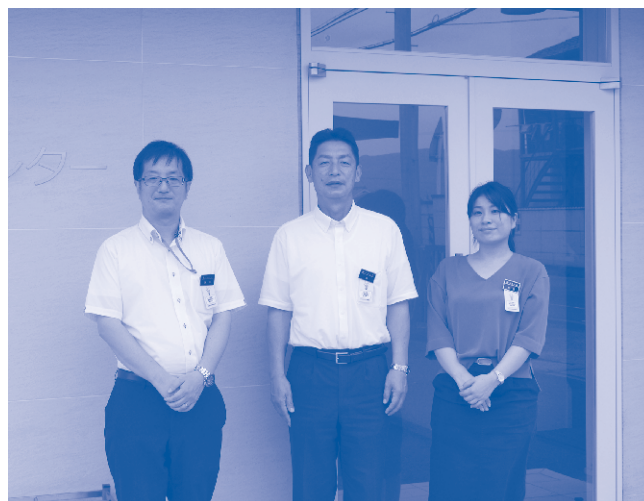


運転技能や勤務姿勢が高く評価されて、指導運転者に昇格した者には、新任指導運転者研修を3日間実施しています。社内研修のほかに、更なる指導力の向上のため社外研修への派遣も行っており、「日頃体験できないことを経験し、新鮮だった」という声を聞いています。

また、高校の新卒者を対象とした「ステップアップドライバー制度」では、大型Ⅱ種自動車免許を取得できるまでの3年間に、旅客案内や誘導などの業務に就きながら、運転者としての知識や心構えなどを習得させています。運転者としての乗務も小型バスからスタートさせ、安全運転研修も定期的に行うことで、時間はかかりますが、安全やサービスへの意識の高い運転者を育成していると自負しています。

資格の取得や通信教育講座の受講など 自己啓発の取組みを積極的に支援

運行管理者や危険物取扱者乙種4類など、業務上必要な資格を取得した社員には、その費用を全額援助しているほか、当社が定めた通信教育講座を修了した者については、その受講料を補助するなど、自己啓発への取組みを支援しています。



労務改善 Q&A

Q 新型コロナウイルスの影響を受け、私が現在働いている会社の業績が悪化し、解雇されそうになっています。会社を辞めなければならないのでしょうか？

A 労働契約法16条で、解雇について「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」と定められています。従って新型コロナウイルスの影響だけでは、会社が退職を求めてきた場合であっても、直ちに解雇が認められるものではありません。

新型コロナウイルスの影響等で経営上の理由から余剰人員削減のために人員を解雇する「整理解雇」では、過去の裁判例などをふまえると、次の4つの要件を満たす必要があります。満たしていない場合、不当解雇と判断される場合があります。

- ①人員整理を行う必要性
 - ②できる限り解雇を回避するための措置が尽くされているか
 - ③解雇対象者の選定基準が客観的・合理的であるか
 - ④労働組合との協議や労働者への説明が行われているか
- という4つの事項が考慮されること。

■厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (労働者の方向け)」より一部引用。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q7-10

(奈良県労働局では、新型コロナウイルスに関する解雇や雇止めなどに関する相談窓口を設けていますので、一人で悩まず専門家に相談してください！)

奈良労働局雇用環境・均等室 ▶ <https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/home.html>

電話番号 0742-32-0202 受付時間 9時00分~17時00分

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 ()内は全国値
平成27年度	1,364,316	58,675	92,815	1.58	244,184	253,703	1.04 (1.23)
28年度	1,356,950	54,959	98,468	※1.79	231,819	272,781	※1.18 (※1.39)
29年度	1,348,257	51,867	105,419	※1.79	218,522	291,747	※1.34 (※1.39)
30年度	1,340,070	48,199	108,079	※2.24	203,047	302,096	※1.49 (※1.62)
令和元年度	1,331,330	46,994	104,187	※2.22	202,222	297,141	※1.47 (※1.55)
令和元年11月	1,331,014	3,163	8,695	2.31	16,498	24,798	1.44 (1.57)
12月	1,330,360	2,714	8,169	2.35	15,037	24,340	1.47 (1.57)
令和2年1月	1,329,904	4,444	8,424	1.90	15,585	24,868	1.45 (1.49)
2月	1,329,078	3,921	9,291	2.21	16,221	24,853	1.43 (1.45)
3月	1,327,863	4,179	7,772	2.13	17,084	23,674	1.40 (1.39)
4月	1,326,241	4,882	6,800	1.88	17,589	21,646	1.32 (1.32)
5月	1,326,292	3,466	6,903	2.03	17,304	19,661	1.24 (1.20)

※年度は原数値 (奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成27年	262,762	224,887	134.4	7.3
28年	265,836	225,242	134.5	7.5
29年	277,670	231,259	136.2	7.7
30年	270,708	225,666	131.1	6.9
令和元年9月	228,053	225,561	128.4	7.3
10月	229,631	227,048	128.6	7.3
11月	231,145	225,739	131.4	7.5
12月	462,954	225,660	127.9	7.1
令和2年1月	232,291	223,187	120.8	7.5
2月	226,667	223,732	127.7	7.7
3月	250,327	225,163	128.4	7.7
4月	234,643	226,550	130.3	6.8

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻369号 令和2年8月1日発行

発行 奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>